

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白岡スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
田口 嘉章
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県白岡市高岩一〇二六番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幼児から高齢者まで、誰もが気軽にスポーツおよび文化（以下「スポーツ等」という。）を楽しみ、これらを通して青少年の健全育成、地域住民の健康な生活作り、地域の活性化、世代間の交流、地域における住民意識や連帯感の高揚、地域との連携などにより、生き活きた地域社会を形成することを目的とする。